



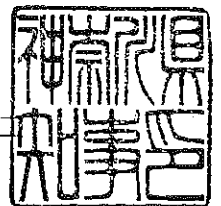
環境影響評価審査書

平成4年5月8日付けで、神奈川県知事 長洲一二から提出のあった綾瀬都市計画土地
区画整理事業深谷中央特定土地区画整理事業の環境影響予測評価書案に対する神奈川県環
境影響評価条例第6条の規定に基づく審査結果は、別紙のとおりです。

平成6年1月19日

神奈川県知事

長洲一二



I 総括事項

綾瀬都市計画土地区画整理事業深谷中央特定土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）は、綾瀬市深谷字大久保3579番ほかの面積58.64ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）において、隣接して計画されている早川城山特定土地区画整理事業と併せて、綾瀬市が市の新しい中心市街地の形成を目指して推進しているタウンセンター構想に沿って実施される土地区画整理事業である。本件事業は、タウンセンター地区を形成するため、都市基盤施設の整備を進めるとともに、良好な住宅地や公共公益施設をはじめとする業務地区を配置し、健全な市街地を創出することを目的としている。

なお、本件事業は、都市計画法に基づき都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく事業者は、都市計画を定める神奈川県知事となるが、実際に実施するのは事業実施予定者である綾瀬市である。

実施区域は、相模原台地の南西部の一角を占めている綾瀬市のほぼ中央部に位置し、北西約600メートルには第一東海自動車道が通り、また、北東約800メートルには厚木基地がある。

また、実施区域は、現在、都市計画法に基づく市街化調整区域であるが、事業実施の見通しが明らかになった段階で市街化区域に編入され、編入後は暫定的に第一種住居専用地域とし、その後区画整理事業の進捗に合わせて用途地域を変更する予定である。実施区域は、ほぼ南北に細長く延び、東側の周辺は市街化区域に指定され、住宅地となっているが、西側の周辺は市街化調整区域に指定され、整備された畑地が広がり、畑地越しに丹沢の山並が眺望される。

実施区域内は、西側の区域境を南北に走る都市計画道路寺尾上土棚線沿いに続く畑地の中に公共施設や住宅等が点在する標高約40～60メートルの台地部と、東寄りを南北に流れる比留川沿いの農地や住宅、綾瀬市役所等が位置する標高約20メートルの低地部で構成されている。この台地部から低地部にかけての斜面地には、地域のまとまらなみどりとして重要となっているコナラ、クヌギ等の樹林地が残っている。

さらに、実施区域及びその周辺は、県が神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」において、環境づくりの重点として、「地域景観の要素として活用していくため、台地斜面地の連続する緑地を保全しておくこと」が重要であるとされている。

本件事業は、このような環境の中で、大規模な土地の形状の変更を行い、住宅地等の整備を行うものであることから、事業の実施に当たっては、残された斜面部の樹林地について、地域景観や生態系を維持するみどりとして、最大限その保全に努める必要がある。また、開発にともない消滅する樹林地については、これに代わる新たな緑地環境を積極的に創造する必要がある。

なお、厚木基地に近接する実施区域は、航空機騒音の影響を受けることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく第1種区域に指定されている地域であるため、将来建築される住宅等の防音対策が徹底されるよう方策を検討する必要がある。

以上、総括的な視点から審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

Ⅱ 個別事項

1 水質汚濁

予測評価書案によれば、工事中の降雨に伴い発生する濁水については、仮設調整池等に滞留させることにより、粒径0.007 ミリメートル以上の土粒子を除去できるとしている。しかしながら、実施区域の土質の粒径別粒度分布をみると、粒径0.007 ミリメートル以下の土粒子が約25パーセントを占めることから、さらに濁水処理について検討すること。

2 水象

予測評価書案によれば、比留川沿いに設置される雨水調整池からの排水については、放流先である比留川と実施区域の高低差がほとんどないことなどから、自然流下による放流方式でなく、ポンプで揚水した後オリフィスで放流するとしているが、この排水方式では、ポンプの制御や点検等について十分な安全管理が行われなければならない。したがって、ポンプ排水施設の運転及び管理方法を具体的に検討し、降雨時の放流量等が適正に遵守されるよう万全の管理体制を整えること。

3 植物

予測評価書案によれば、比留川の右岸沿いにみられるコナラ、クヌギを中心とした良好な斜面樹林地等は、できるかぎり保全・利用を図るとしているが、この樹林地は、開発が進む実施区域周辺にあっては稀少なみどりとなっている。したがって、この樹林については最大限保全に努めるとともに、実施区域北東端に位置している樹林地については、自然性が高いことを考慮し、その保全についてさらに検討すること。